

なごみグループ (税理士・社労士)

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12 5F
Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

May, 2007

なごみ便り

www.101dog.co.jp

『住民税が？』

住民税の税額が大きく（増額？）変わります！

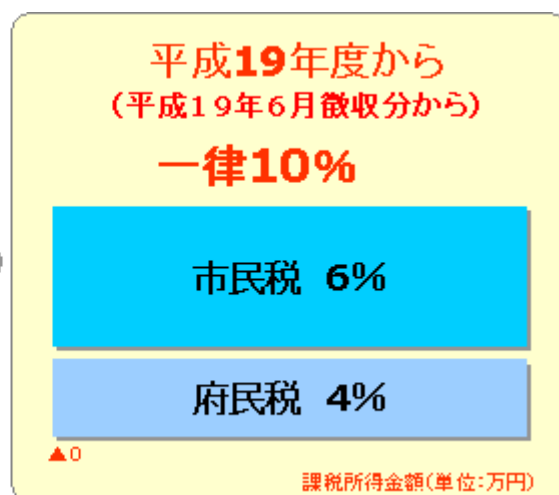
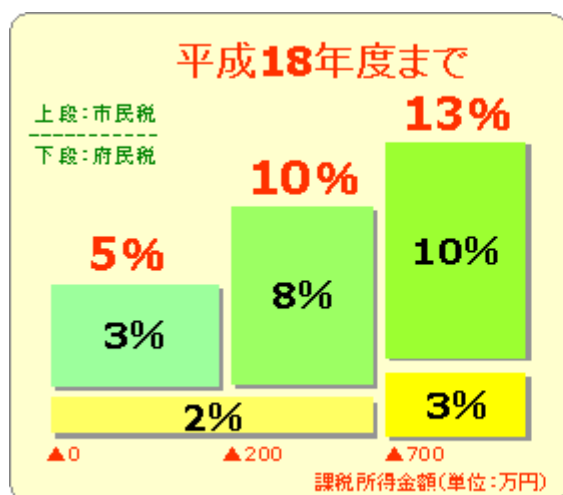
なごみ便り 1月号で税源移譲の記事を掲載させていただきましたね。いよいよ**6月分**の給与から控除される住民税の金額がいつもの年と比べて変わること（大幅に増加？）になります。

そもそも、住民税とは、前年の所得金額に応じて課税される『所得割』及び所得金額にかかわらず定額で課税される『均等割』や利息や配当収入に係る税金があります。又、基準日が1月1日の住所地となりますので、例えば4月に京都市から堺市に引っ越したような場合でも住民税の課税は京都市が行います。

税源移譲による改正点は以下のとおりになります。

住民税の所得割の税率が10%に統一されます。

住民税の所得割の税率は、課税所得の金額に応じて3段階（超過累進構造）に分けられていましたが、**課税所得の多少に関わらず一律10%（比例税率構造）**に統一されます。



お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

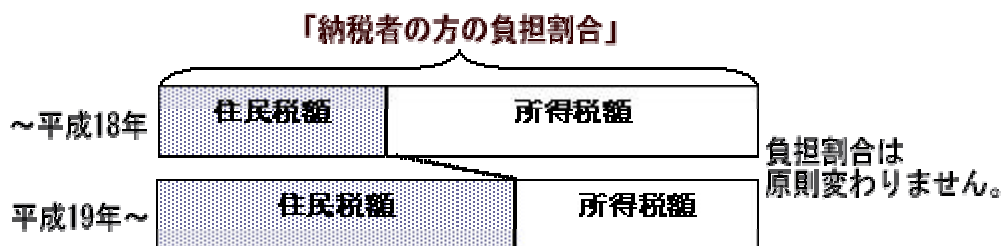
「所得税 + 住民税」での税負担は変わりません。

住民税の所得割の10%比例税率化に伴い、所得税の税率構造も見直されます。

住民税については、**最低税率が5%から10%に引き上げられ、最高税率が13%から10%に引き下げられますが**、逆に、所得税は、**最低税率が10%から5%に引き下げられ、最高税率が37%から40%に引き上げられます。**

税源移譲の前後で「**所得税 + 住民税**」での納税者の負担は原則変わりません。

ただし、収入の増減や所得控除額の変動など、別の要因により、実際の負担額は変わることがあります。

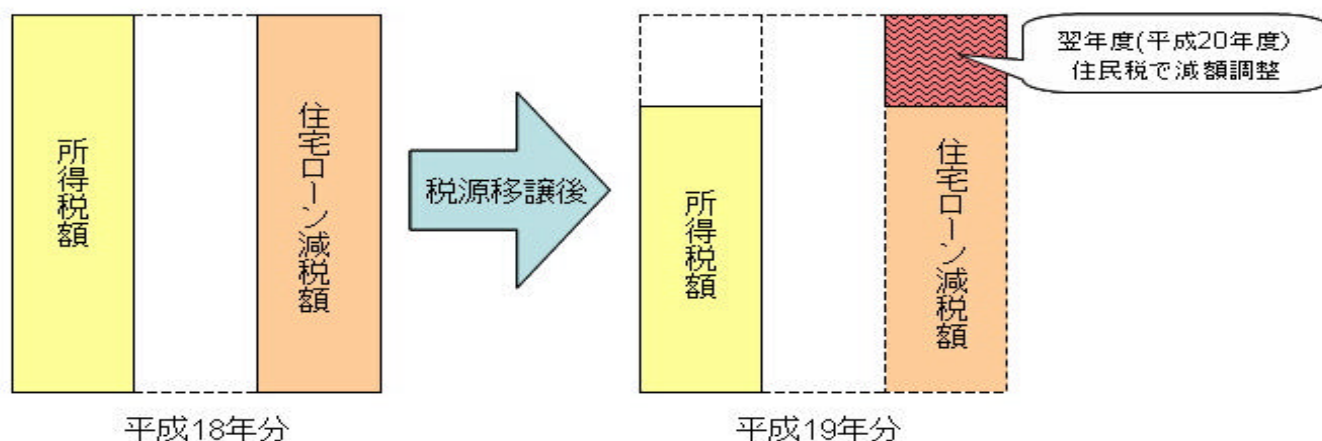


住民税の住宅ローン控除が創設されます

住宅ローン控除は所得税から控除されますが、税源移譲で所得税が減少した結果、控除限度額が所得税より大きくなり、控除しきれない場合があります。この場合、今まで所得税から控除されていた分については、平成20年度以降の住民税からも控除することによって、税源移譲前後で負担が変わらなくなります。

ただし、**平成11年から平成18年までの入居の方**に限りです。

対象者で、確定申告を行わない場合は、自分で市町村へ**申請**する必要があります。



(文章担当：岡野・紀村・富田)

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117 まで)